

都留市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 元年度の 人件費率
2年度	人 29,888	千円 19,089,260	千円 629,014	千円 2,203,661	%	%
					11.5	14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 260	千円 758,706	千円 128,720	千円 301,276	千円 1,188,702

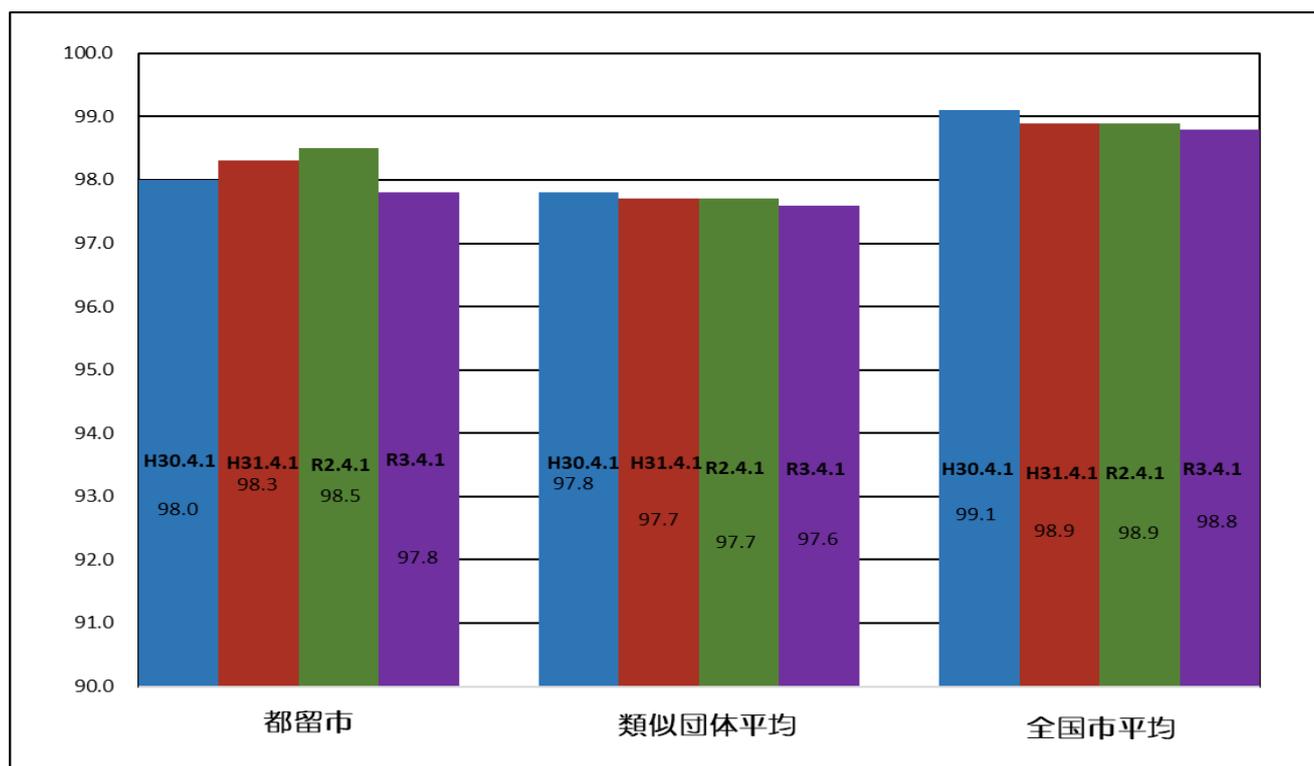
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 4,572	千円 5,718

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

〈該当なし〉

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都留市	41.8歳	297,875円	357,446円	318,361円
山梨県	43.2歳	331,674円	411,337円	368,108円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	42.1歳	314,079円	373,970円	341,571円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
都留市	54.6歳	7人	269,300円	288,492円	276,529円	—	—	—	—
うち用務員	61.8歳	1人	204,700円	209,400円	204,700円	—	—	—	—
うちその他	53.3歳	6人	280,067円	301,674円	288,533円	—	—	—	—
山梨県	54.1歳	86人	356,225円	398,966円	378,635円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—円	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	15人	299,050円	326,611円	310,682円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
都留市	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31～令和2年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区	分	都留市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	190,115円	182,200円
	高校卒	150,600円	156,061円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	158,580円	—
	中学卒	139,900円	140,949円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

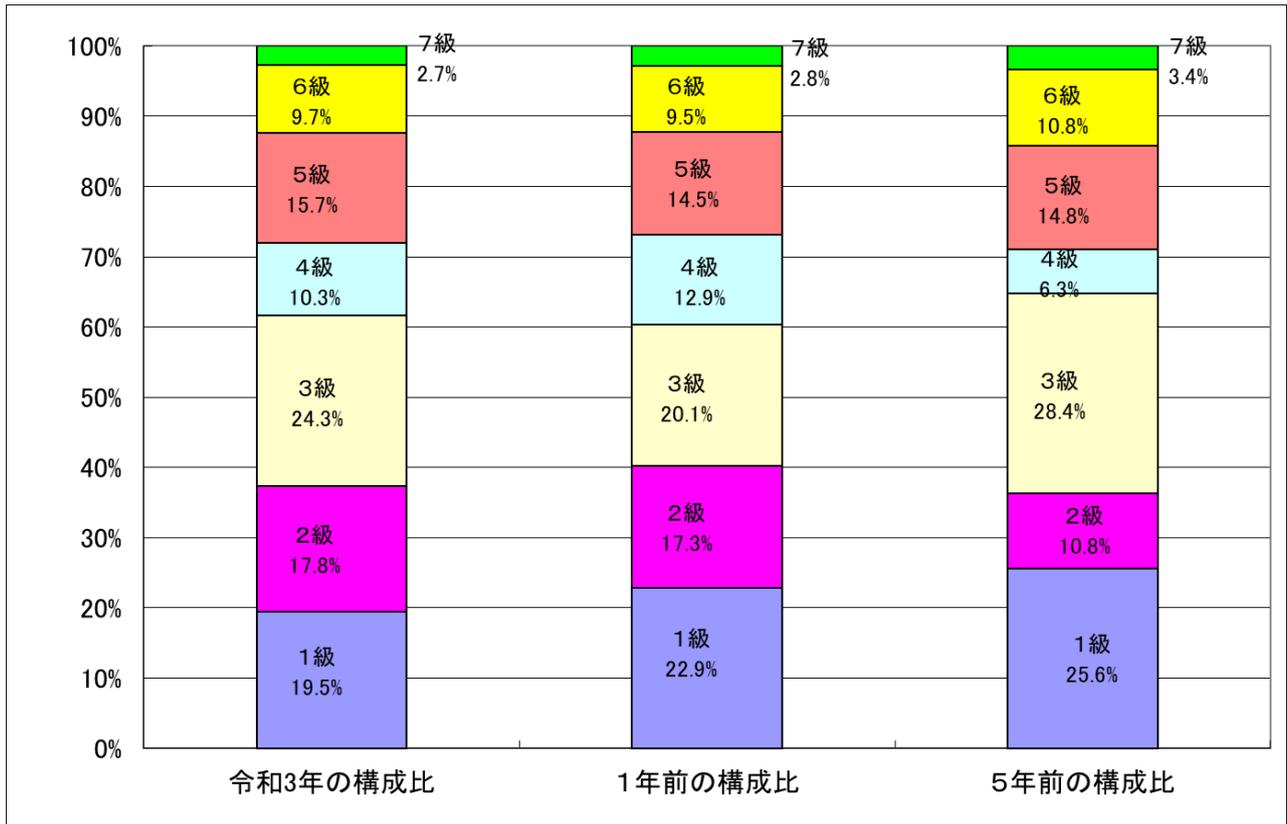
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,900円	355,700円	382,800円	405,200円
	高校卒	—	—	359,200円	377,500円
技能労務職	高校卒	—	291,300円	294,800円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

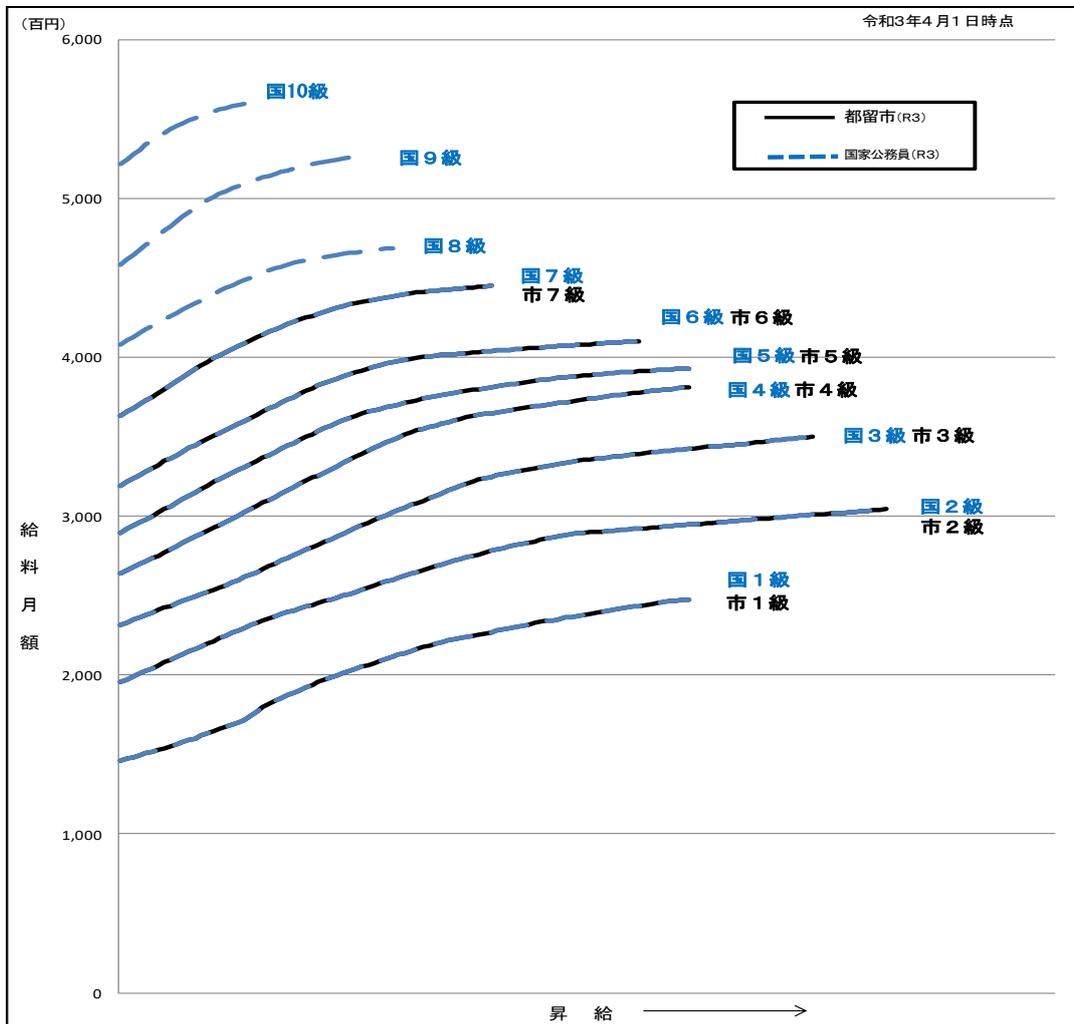
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長	5人	2.7%	362,900円	444,900円
6級	課長	18人	9.7%	319,200円	410,200円
5級	主幹・課長補佐	29人	15.7%	289,700円	393,000円
4級	副主幹	19人	10.3%	264,200円	381,000円
3級	主査・副主査	45人	24.3%	231,500円	350,000円
2級	主任	33人	17.8%	195,500円	304,200円
1級	主事	36人	19.5%	146,100円	247,600円

- (注) 1 都留市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（都留市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分			○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

都留市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,329千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,700千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（都留市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率			○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

都留市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		5,566千円			21,426千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		202,564千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		851,109円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		46.6%		
手当の種類（手当数）		19		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
環境手当	環境保全職員	公害物件の除去作業、 犬猫の捕獲並びに浄 化槽の点検作業に従 事	千円 0	日額500円
水道事業事故 待機手当	水道事業職員	勤務を要しない日、休 日及び勤務時間に待 機	千円 264	半日1,000円、1夜（ 午後5時15分から翌 日午前8時30分まで ）1,000円

救急業務手当	消防職員	救急業務に従事（救急救命士資格者を除く）	千円 402	1件200円
		救急業務に従事（救急救命士資格者）	千円 1,367	1件500円
火災出動手当	消防職員	火災の消火作業に従事	千円 70	1件500円
医師診療手当	市立病院・老健医師	市立病院及び老健に勤務する医師	千円 115,732	月額200,000円～800,000円で市長が定める額
研究手当	市立病院・老健医師	市立病院及び老健に勤務する医師	千円 9,600	月額50,000円～100,000円で市長が定める額
薬剤手当	市立病院・老健薬剤師	薬剤の取扱いに従事	千円 916	月額20,000円
看護手当	市立病院・老健看護師、准看護師	看護業務に従事	千円 16,694	月額15,000円
夜間看護手当	市立病院・老健看護師、准看護師	深夜において4時間以上看護業務に従事	千円 30,993	4時間以上4,000円、2時間以上4時間未満3,000円、2時間未満2,200円
放射線取扱手当	市立病院放射線技師	放射線及び診療エックス線取扱い業務に従事	千円 1,200	月額20,000円
臨床検査手当	市立病院臨床検査技師	臨床検査業務に従事	千円 1,068	月額12,000円
透析作業手当	市立病院臨床工学技師	透析業務に従事	千円 576	月額12,000円
理学・作業療法手当	市立病院・老健理学・作業療法士	理学・作業療法に従事	千円 1,860	月額15,000円
管理栄養手当	市立病院管理栄養士	市立病院に勤務する管理栄養士	千円 240	月額10,000円
待機手当	市立病院医師、看護師、准看護師、技師	勤務を要しない日、休日及び勤務時間外に待機	千円 6,596	半日500円、日額1,000円、準夜800円、1夜1,500円
介護手当	老健・市立病院介護福祉士	介護業務に従事	千円 3,496	月額10,000円
夜間介護手当	老健介護福祉士	深夜において介護業務に従事	千円 10,987	4時間以上3,000円、2時間以上4時間未満2,500円
不快手当	市立病院・老健看護師、准看護師	死後の処置に従事	千円 501	1件1,500円
不快手当	福祉事務所	行旅病人、同死亡人、変死人処理に従事	千円 2	死亡人1件につき夜間4,000円、昼間2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	57,835千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	249千円
支給実績（元年度決算）	79,548千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	344千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円・扶養親族1人につき子10,000円、父母等6,500円・特定期間の扶養親族の場合は、1人につき5,000円加算	同じ		41,303千円	224,500円
住居手当	借家の場合、家賃が12,000円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高27,000円	同じ		25,022千円	260,600円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃55,000円までは全額支給。自動車等の使用者は通勤距離に応じて支給。5km以下2,900円、5～8km以下4,700円、8～10km以下5,800円、10～12km以下7,000円、12kmを超える場合1kmごとに580円を加算	異なる	自動車使用の場合の距離区分及び支給額 例：5km以下2,000円、10km以下4,200円	22,268千円	65,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に54,000円～66,400円を支給（へ給料月額10分の418の範囲で支給）	同じ		22,566千円	727,900円
夜間勤務手当	正規の勤務時間	同じ		20,336千円	92,000円

	として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、勤務1時間について、勤務1時間当たりの給与額100分の25を支給				
--	--	--	--	--	--

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	754,400円 (820,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円 / 405,000円
	副 市 町 村 長	601,600円 (640,000円)	816,000円 / 512,000円
報 酬	議 長	380,000円 ()	540,000円 / 327,000円
	副 議 長	355,000円 ()	486,000円 / 279,000円
	議 員	345,000円 ()	450,000円 / 259,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(2年度支給割合) 4.35月分	
	議 長 副 議 員	(2年度支給割合) 3.45月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×勤務月数×42/100	(1期の手当額) 15,208,704円
	副 市 町 村 長	給料月額×勤務月数×25/100	7,219,200円
	備 考		(支給時期) 退職時 退職時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

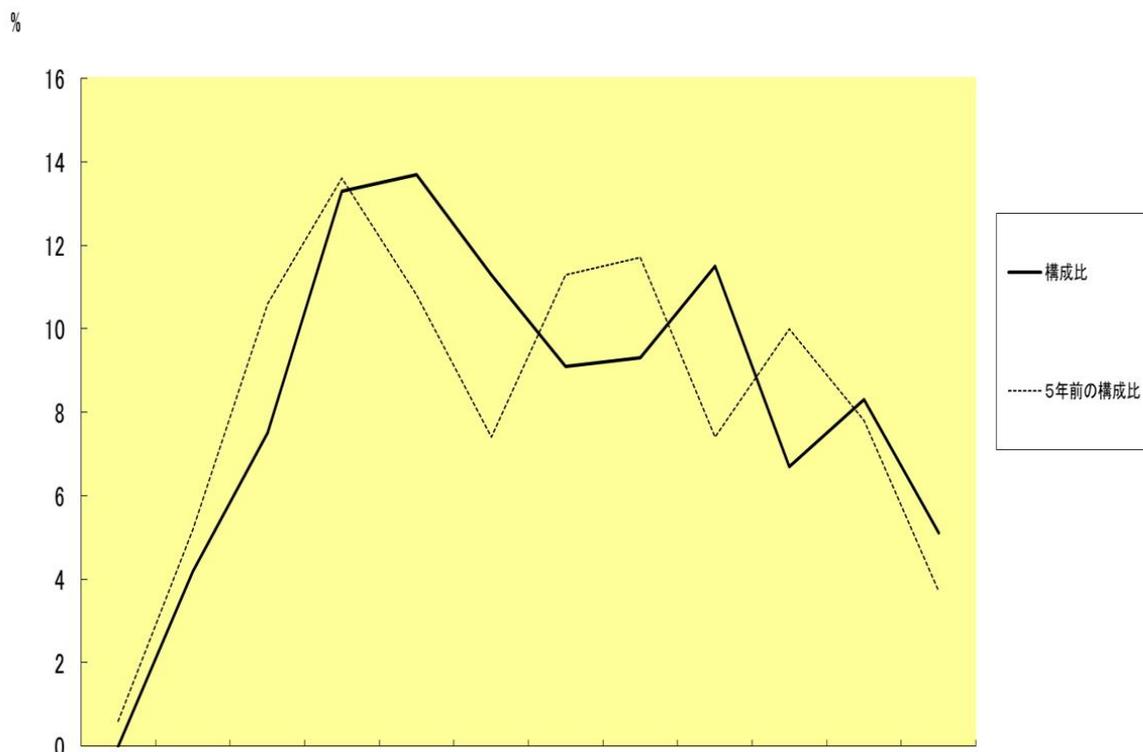
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年	令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	△ 1	再任用職員から会計年度職員の変更に伴う減 休職者の部付による増 業務効率化による減 社会福祉施策等の充実による増 新型コロナウイルス対策に伴う増 再任用職員から会計年度職員の変更に伴う減	
		総務企画	60	61	1		
		税 務	19	18	△ 1		
		民 生	22	23	1		
		衛 生	19	24	5		
農林水産		8	7	△ 1			
商 工		5	5				
土 木	14	14					
計	計	151	155	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.44人)		
	教育部門	44	47	3	社会教育施策の充実による増		
	消防部門	59	58	△ 1	普通退職に伴う減		
	小 計	254	260	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.99人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 84.11人)		
公 営 会 社 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他		205	213	8	地域医療体制の拡充に伴う増 公営企業会計の推進のための増 介護保険事務局の業務効率化による減	
			10	11	1		
			2	2			
			20	19	△ 1		
	小 計	237	245	8			
合 計		491	505	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 168.96人		
		[538]	[539]	[]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



20歳未満 | 20歳23歳 | 24歳27歳 | 28歳31歳 | 32歳35歳 | 36歳39歳 | 40歳43歳 | 44歳47歳 | 48歳51歳 | 52歳55歳 | 56歳59歳 | 60歳以上

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	—	21人	38人	67人	69人	57人	46人	47人	58人	34人	42人	26人	505人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	146	153	148	150	151	155	9(6.2%)
教育	48	50	50	44	44	47	△1(△2.0%)
消防	57	58	56	59	59	58	1(1.8%)
普通会計計	251	261	254	253	254	260	9(3.6%)
公営企業等会計計	211	221	219	218	237	245	34(16.2%)
総合計	462	482	473	471	491	505	43(9.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	298,335	44,175	53,697	18.0	16.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都留市 平均一人あた り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	6	23,120	4,721	4,747	32,588	5,431	4,667

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都留市	39.8歳	294,070円	338,997円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

都留市公営企業職		都留市一般行政職	
1人当たり平均支給額（2年度） 791千円		1人当たり平均支給額（2年度） 1,329千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

都留市公営企業職			都留市一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0千円 1,754千円			5,566千円 21,426千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）				264千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）				33,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）				89%
手当の種類（手当数）				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
水道事業事故 待機手当	水道事業職員	勤務を要しない日、休日及び勤務時間に待機	264千円	半日1,000円、1夜（午後5時15分から翌日午前8時30分まで）1,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	2,482千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	496千円
支給実績（元年度決算）	4,738千円
職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)	526千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		756千円	189,000円
住居手当	〃	同じ		336千円	336,000円
通勤手当	〃	同じ		196千円	39,120円
管理職手当	〃	同じ		688千円	687,600円